

公営住宅等申込における必要書類及び注意事項について

【必要書類】

町内の方 (R07.1.1 以前から町に在住)	町外の方
<ul style="list-style-type: none">・入居申込書・申出書・個人情報利用の同意書 (所得証明・住民票・納税証明を省略可)・公営住宅等入居申し込みに係る誓約書	<ul style="list-style-type: none">・入居申込書・申出書・住民票 (入居する方全員)・税の滞納が無い証明書 (〃)・収入のわかるもの (収入ある方全員)・公営住宅等入居申し込みに係る誓約書

○収入のわかるものについては、所得証明書、源泉徴収票など。

○収入が無い方については、無職無収入申出書を提出していただきます。

○本人またはご家族の方で障害者手帳をお持ちの方は、申し込み時に提示してください。

【収入要件について】

○年間収入が下記金額を超える方は、収入要件を満たさない可能性があります。

扶養同居者	年間税込総収入
0人	300万円
1人	350万円
2人	400万円

※ 遺族年金・障害者年金の所得は0円です。

※ 表は、あくまで目安の金額です。収入の種類・世帯状況等によっては上記金額を超える方も収入要件を満たす場合もあります。

【入居時の注意事項】

- 入居可否については、後日審査して結果をご連絡します。(募集終了から1週間程度)
- 入居が決定した場合、次の手続きとして『請書の提出』と『敷金納付(3ヵ月分の家賃)』、『緊急連絡人届(2名)』が必要となります。
- 上記手続き完了後に入居許可書が交付されます。入居許可日から30日以内に鍵を受領し入居してください。(鍵受領日より日割り家賃が発生します。)
- 入居前の部屋の清掃は入居者の方にしていくことになりますので、ご了承ください。
(前入居者退去後に部屋の破損を修繕していますが、基本的に美装などはしませんので、部屋によっては多少汚れが目立つこともあります。)
- 融雪槽・通路灯・階段灯など共用部の電気料及び集会所等の管理、住宅前・駐車場・共同通路等の除雪、草刈、屋根の雪下ろしについては入居者負担となります。
- 駐車場については、1部屋につき1台分のみとなります。団地前通路など駐車場ではない共有スペースへの駐車は認めておりません(緊急の修繕や除排雪、避難等の妨げになるため)。
- 照明器具(電球を含む)、ストーブ、ガスコンロ等は、入居者の方で設置となります。なお、玄関や洗面台等、既存の電球の交換についても、入居者の方の対応となります。

【退去時の注意事項】

- 入居時に入居者が設置した照明器具、ストーブ、ガスコンロ等については、すべて撤去してください。
- 住宅内の清掃は必ず隅々まで行ってください。特にレンジフードやガスコンロ周り、魚焼きグリルの油汚れ、窓廻り、換気扇、水回りは汚れやすいため重点的に清掃してください。
なお、入居者による清掃でも汚れが落ちない場合は、清掃業者による美装を行ってください。（美装に要する費用は個人負担となります。）
また、退去時の住宅内確認時において汚れが目立つ場合は、退去後に清掃や美装を実施していただく場合がありますので、ご了承願います。
- 入居者の過失による修繕箇所（壁に穴を開けてしまった等）の修繕に要する費用は入居者負担となりますので、ご了承願います。
- 入居時にお渡しする住宅や物置の鍵はすべて返却していただきます。（スペアキーとして複製した鍵も含む）
なお、鍵を1本でも紛失した場合は、防犯上、シリンダー交換を行うこととなり、交換に要する費用は入居者負担となりますので、ご了承願います。